

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

那須塩原市

目 次

第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標	1
1 営農の現状と将来方針	1
2 農地の集積・集約化	1
3 効率的かつ安定的な農業経営の育成	1
4 新規就農者の確保・育成	3
(1) 新規就農の現状	3
(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標	3
(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組	4
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
(1) 個別経営体	4
(2) 組織経営体	9
第2-2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	11
(1) 個別経営体	11
(2) 組織経営体	16
第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項	18
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	18
2 市の取組	
(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組	18
(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組	18
3 関係機関との連携	19
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・ 相互提供	19
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	19
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	19
2 効率的かつ安定的な農業経営体の育成経営体数の目標	20
3 農用地の利用関係の改善に関する事項	20
(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状	20
(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン	20
(3) 関係団体等との連携体制	20
4 実質化された人・農地プランとの一体的な運用に関する事項	20

5	経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項	21
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	21
1	地域計画推進事業に関する事項	
(1)	協議の場の開催時期	21
(2)	協議の場の情報提供の方法	21
(3)	協議の場の参加者	21
(4)	相談窓口	21
(5)	地域計画区域の基準	22
(6)	地域計画区域の基準	22
2	利用権設定等促進事業に関する事項（地域計画策定までの経過措置に限る。）	22
(1)	利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	22
(2)	利用権の設定等の内容	23
(3)	開発を伴う場合の措置	23
(4)	農用地利用集積計画の策定期間	24
(5)	要請及び申出	24
(6)	農用地利用集積計画の作成	24
(7)	農用地利用集積計画の内容	25
(8)	同意	26
(9)	公告	26
(10)	公告の効果	26
(11)	利用権の設定等を受けた者の責務	26
(12)	紛争の処理	26
(13)	農用地利用集積計画の取消し等	26
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	
	その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	27
(1)	農用地利用改善事業の実施の促進	27
(2)	区域の基準	27
(3)	農用地利用改善事業の内容	27
(4)	農用地利用規程の内容	27
(5)	農用地利用規程の認定	28
(6)	特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	28
(7)	農用地利用改善団体の勸奨等	29
(8)	農用地利用改善事業の指導、援助	29
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項	29
(1)	農作業の受委託の促進	30
(2)	農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	30
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	30

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	—————	30
(2) 推進体制等	—————	30
第6 その他	—————	31
別紙1	—————	32
別紙2	—————	33

第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標

1 営農の現状と将来方針

那須塩原市（以下「市」という。）は、栃木県北西部に広がる那須野が原の中核に位置し、広大な農地条件を生かした稲作や、酪農をはじめ、冷涼な山間農業地域での高冷地野菜の生産など多彩な農業を展開し、首都圏の食糧供給基地となっている。

近年は、酪農、養豚、花き経営などの専門化が進む一方で、水稻に畜産、野菜、花きが結合された農業経営の複合化が図られているほか、収益性の向上をめざした施設園芸の導入も進みつつある。

また、令和3年の市町村別農業産出額は全国10位であり、生乳産出額は全国2位にあるなど、全国有数の農業地帯となっている。

こうした中で、今後、市の農業を更に向上させるため、稲作、酪農を中心とした麦・大豆・飼料作物及び野菜、肉用牛生産の強化に加え施設園芸の導入と産地化を図っていく。また、商工・観光業者等との連携や、農業者自らが加工・販売する6次産業化の取組みによって、農業の高付加価値化を進めていく。

さらに、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との役割分担を図りながら、労働力提供、農地の貸借等の連携を推進し、地域全体が高い収益性を持つ地域複合としての農業の確立を目指す。

加えて、農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 農地の集積・集約化

農業の担い手不足や農家の兼業化は今後より一層進むものと見込まれ、地域農業の荒廃が懸念されるが、依然、農地の資産的保有傾向が強く、兼業農家から経営規模拡大を志向する農家への農地の集積・集約化は進んでいない。

また、一部地域においては、農業従事者の高齢化及び減少に伴い、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地の遊休化が進みつつある。

今後は、地域計画（策定前にあっては実質化された人・農地プラン）に基づき、担い手への農地集積を進めるとともに、農業以外からの参入も含め新規就農者の確保に努め、農地の有効活用と遊休化の防止を図っていく。

3 効率的かつ安定的な農業経営の育成

市においては、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営の育成を目指すこととする。

経営の具体的な指標は、市内外において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者と遜色ない生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。（次のとおり）

○一経営体当たり	
年間農業所得	500万円
○主たる農業従事者一人当たり	
年間労働時間	2,000時間

農業経営の発展を目指すに当たり、市は、将来の市の農業を担う意欲と能力のある農業経営者を支援するため、農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市、那須野農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、各酪農業協同組合（以下「各酪農協」という。）、那須塩原市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、公益財団法人那須塩原市農業公社（以下「農業公社」という。）等、関係機関が密に連携し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを推進する。さらに、意欲と能力のある農業経営者等に対し、関係機関による営農診断、営農改善方策等について提示し、農業経営者が自らの地域の農業の将来について主体的に考え、農業経営者が相互に連携しながら、各々の農業経営改善計画に反映させられるよう誘導する。

次に、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、土地利用型農業の発展を目指す意欲的な農業者に対しては、地域計画（策定前にあつては実質化された人・農地プラン）に基づく農地集積を進めるため、農用地の利用集積に係る情報の収集・分析をより一層強化するとともに、農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握し、利用権設定等の推進を図る。

また、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、土地利用調整を市内全域に展開し、地域の合意や農地の集団化・連担化に努めていく。

地域の合意形成に向けては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を明らかにする。特に、認定農業者等の担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を推進することとし、特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を推進することとし、農業協同組合と連携しながら、農地貸借及び農作業受委託を一体的に推進する。併せて規模拡大によるスケールメリットを生かし、経営の効率化及びコスト削減、ICT等の技術導入により省力化を進めることで経営基盤の強化を図る。

また、集約的な経営展開の取組に向けて、那須農業振興事務所との連携の下、既存施設園芸作型の普及や、新品種・新規作物導入による高収益化を推進する。

一方、地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成することも重要である。生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な役割を担うと同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体としても重要な位置を占める。オペレーターの育成、農作業受委託の推進等を図ることにより、生産組織の経営の効率化を図り、体制が整ったものについては経営の持続化を目指し法人形態への誘導を図る。

また、女性農業者については、研修会や講習会への積極的な参加を促すとともに農業経営改善計画の共同申請や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかけるなど、積極的な地域農業への参画を推進する。

さらに、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者のみならず、小規模な兼業農家や生きがい農業を行う高齢農家、その他土地持ち非農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化について、理解と協力を求め、地域全体としての発展に結びつくよう努める。

加えて、家族経営体においては、農業委員会と連携し、家族経営協定の締結を促し、家庭内での役割分担や農業従事の態様などについて明記することにより、経営体の安定した発展に繋げる。

法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、認定農業者への農地の集積はもとより、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となり、関係機関とも連携しながら積極的に活用を図っていく。

また、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、生産方式や経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支店単位の研修会の開催等を那須農業振興事務所の協力を得て実施する。

特に、大規模畜産を目指す農業経営が展開されている高林、鍋掛、東那須野、関谷地区においては、適切な資金計画の下に施設等への投資を行っていくため、株式会社日本政策金融公庫や農業協同組合の協力を得ながら、資金計画に係る研修や経営支援を実施していく。

こうした農業経営体の育成に加え、高齢化により担い手が減少する地域では、地域農業の維持・発展のため、集落営農の育成や、連携・合併などの組織再編に加え、広域的に農業経営を営む法人等の農業参入を進める。

4 新規就農者の確保・育成新規就農の現状

(1) 市の令和5年度の新規就農者（自営就農）は14人であり、やや増加しているが、特に土地利用型農業における担い手不足は深刻で、基幹作物である稲作、酪農の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、市は若い世代に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

栃木県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に掲げられた、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標は年間300人以上となっているが、市では、これまでと同様の年間22人確保を目標とする。また、雇用就農者の受け皿となる法人の育成を図っていく。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的か

つ安定的な農業経営の目標の4割程度の農業所得)を目標とする。(次のとおり)

主たる従事者一人当たり(新たに農業経営を営もうとする青年等)	
○年間農業所得	200万円程度
○年間労働時間	2,000時間

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農喚起段階から就農、地域への定着まできめ細やかに支援していくことが重要である。

そのため、就農支援ネットワーク会議(事務局:那須農業振興事務所)及びなすしおばら新たな担い手サポートチームにおいて、就農関連の情報・収集により共有化を図っていく。具体的には、就農希望者に対し、農地については農業委員会や農業公社等による紹介、技術・経営面については那須農業振興事務所、農業協同組合、各酪農協、栃木県農業士、栃木県女性農業士、那須塩原市農業指導士等との連携を図り、効率的かつ計画的な研修体制を整備し、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営体の指標

○ 第1に示したような目標の達成を可能とする効率的かつ安定的な農業経営体の指標として現に市及び周辺市町で展開している優良な事例を踏まえつつ、市の主要な営農類型について示すと次のとおりである。

(1) 個別経営体

番号	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1	水稻 + 麦 + 大豆	<作付面積等> 水稻=7.5ha 麦=3.0ha 大豆=3.0ha <経営面積> 10.5ha	<資本装備> ・トラクター(60PS)1台 ・田植機(6条植)1台 ・コンバイン(4条刈)1台 ・シーダー(麦・大豆)各1台 ・大豆コンバイン1台 ・乾燥はRC、CE利用又は乾燥機(45石)2台 <その他> ・麦、大豆は水田作とし、二毛作とする ・作付の団地化 ・環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入

番号	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
2	水稲 + うど	<作付面積等> 水稲=3.5ha うど=2.0ha <経営面積> 5.5ha	<資本装備> ・トラクター（34PS） 1台 ・田植機（4条植） 1台 ・自脱型コンバイン（3条刈） 1台 ・乾燥はRC、CE利用又は乾燥機（25石） 2台 ・園芸用パイプハウス 2,000㎡ <その他> ・うどは水田作とする ・作付の団地化 ・環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 ・作付参考値に基づく生産 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施、臨時雇用の導入
3	水稲 + 夏秋なす + 麦	<作付面積等> 水稲=4.0ha 夏秋なす=0.5ha 麦=1.5ha <経営面積> 6.0ha	<資本装備> ・トラクター（34PS） 1台 ・田植機（4条植） 1台 ・自脱型コンバイン（3条刈） 1台 ・乾燥はRC、CE利用又は乾燥機（30石） 2台 <その他> ・夏秋なす、麦は水田作とする ・作付の団地化 ・環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 ・作付参考値に基づく生産 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の締結、臨時雇用の導入
4	水稲 + ねぎ + 麦	<作付面積等> 水稲=4.0ha ねぎ=0.8ha 麦=1.5ha <経営面積> 6.3ha	<資本装備> ・トラクター（34PS） 1台 ・田植機（4条植） 1台 ・自脱型コンバイン（3条刈） 1台 ・乾燥はRC、CE利用又は乾燥機（25石） 2台 ・ねぎ剥機、根葉切機、掘取機 1式 <その他> ・ねぎは水田作とする ・作付の団地化 ・環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 ・生産性向上に向けたねぎ機械化体系の導入 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施、臨時雇用の導入
5	水稲 + その他 露地野菜 + 麦	<作付面積等> 水稲=5.0ha 露地野菜=1.8ha ※キャベツ、 ブロッコリー等 麦=1.0ha <経営面積> 7.8ha	<資本装備> ・トラクター（34PS） 1台 ・田植機（4条植） 1台 ・自脱型コンバイン（3条刈） 1台 ・乾燥はRC、CE利用又は乾燥機（30石） 2台 ・露地野菜栽培用機械一式 <その他> ・その他露地野菜、麦は水田作とする ・作付の団地化 ・年間労働時間の平均化 ・環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施と機械化体系の導入による労働時間短縮 ・作付参考値に基づく生産 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施、臨時雇用の導入

番号	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
6	いちご + 水稲	<作付面積等> いちご=0.3ha 水稲=1.0ha <経営面積> 1.3ha	<資本装備> ・園芸用パイプハウス 3,000 m ² 自動換気・炭酸ガス発生装置 ・夜冷施設、予冷施設設備 ・畝上げ機 1台 ・土壌消毒機 1台 ・保冷库 2坪 ・トラクター (34PS) 1台 ・田植機 (4条植) 1台 ・自脱型コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥は RC、CE 利用又は乾燥機 (25石) 1台 <その他> ・出荷規格の簡素化 ・環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施、臨時雇用の導入
7	アスパラガス + 水稲	<作付面積等> アスパラガス=0.5ha 水稲=1.0ha <経営面積> 1.5ha	<資本装備> ・管理機 1台 ・アスパラガス自動選別機 1台 ・保冷库 2坪 ・園芸用パイプハウス 5,000 m ² ・トラクター (34PS) 1台 ・田植機 (4条植) 1台 ・自脱型コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥は RC、CE 利用又は乾燥機 (25石) 1台 <その他> ・耕畜連携による堆肥の活用 ・環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 ・作付参考値に基づく生産 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施、臨時雇用の導入
8	トマト + 水稲	<作付面積等> トマト =0.3ha 水稲=2.3ha <経営面積> 2.6ha	<資本装備> ・大型連棟ハウス 3,000 m ² 他 灌水施設、電気施設 ・トラクター (34PS) 1台 ・田植機 (4条植) 1台 ・自脱型コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥は RC、CE 利用又は乾燥機 (25石) 1台 <その他> ・環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施、臨時雇用の導入
9	その他 施設野菜 + 水稲	<作付面積等> 施設野菜=0.5ha ※にら、 しゅんぎく等 水稲=1.0ha <経営面積> 1.5ha	<資本装備> ・園芸用パイプハウス 5,000 m ² ・保冷库 3坪 ・野菜苗播種機 1台 ・土壌消毒機 1台 ・トラクター (34PS) 1台 ・田植機 (4条植) 1台 ・自脱型コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥は RC、CE 利用又は乾燥機 (25石) 1台	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施、臨時雇用の導入

番号	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
10	ほうれんそう + だいこん ※高冷地野菜	<作付面積等> ほうれんそう＝ 0.8ha だいこん＝2.1ha <経営面積> 2.9ha	<資本装備> ・トラクター（34PS） 1台 ・保冷库 3坪 ・野菜苗播種機 1台 ・土壌消毒機 1台 ・園芸用パイプハウス 8,000㎡ 他	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施、臨時雇用の導入
11	花木 + 水稻	<作付面積等> 花木＝2.5ha 水稻＝3.0 ha <経営面積> 5.5ha	<資本装備> ・トラクター（34PS） 1台 ・田植機（4条植） 1台 ・自脱型コンバイン（3条刈） 1台 ・乾燥はRC、CE利用又は乾燥機（25石） 1台 他	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施、臨時雇用の導入
12	花き + 水稻	<作付面積等> 花き＝0.3ha ※カーネーション、 菊他 水稻＝1.5ha <経営面積> 1.8ha	<資本装備> ・トラクター（30PS） 1台 ・蒸気消毒機 1台 ・選花機 1台 ・冷蔵庫 2坪 ・連棟ハウス 3,000㎡ ・灌水施設、暖房機 3,000㎡他 ・トラクター（34PS） 1台 ・田植機（4条植） 1台 ・自脱型コンバイン（3条刈） 1台 ・乾燥はRC、CE利用又は乾燥機（25石） 1台	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施、臨時雇用の導入
13	ぶどう	<作付面積等> ぶどう＝1.0ha <経営面積> 1.0ha	<資本装備> ・トラクター（30PS） 1台 ・スピードスプレイヤー 1台 ・ハンマーナイフモア 1台 ・マザーファン 40台 ・ぶどう、果樹棚 1ha ・パイプハウス、灌水施設 各 6,000㎡	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入
14	酪農	<飼養頭数等> 経産牛＝25頭 育成牛＝10頭 飼料作物＝4.0ha <経営規模> 経産牛 25頭	<資本装備> ・牛舎（バンクリーナ方式） 440㎡ ・パイプラインミルクカー 一式 ・バルククーラー 1台 ・トラクター（35PS） 1台 ・トラクター（80PS）、モアコンディショナー、ボトムブラウ、ズームスプレイヤー、ラッピングマシン等 自給飼料生産機械 一式 各 1台 ・経産牛 25頭 ・堆肥舎 1基 ・尿溜 1基 <その他> ・環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 ・経営安定のために自給飼料を生産し、コスト削減のため自給飼料生産機械の共同利用を行う	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の締結、給料制ヘルパーの活用による休日制の導入

番号	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
15	酪農 ＋ 水稲	<p><飼養頭数等> 経産牛=21頭 育成牛=8頭 飼料作物=2.0ha 水稲=2.0ha</p> <p><経営規模> 経産牛21頭</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> 牛舎（バンクリーナ方式） 370㎡ パイプラインミルクカー 一式 バルククーラー 1台 トラクター（80PS）、モアコンディショナー、ボトムブロー、ズームスプレイヤー、ラッピングマシーン等 自給飼料生産機械 一式 各1台 経産牛 21頭 堆肥舎 1基 トラクター（34PS） 1台 田植機（4条植） 1台 自脱型コンバイン（3条刈） 1台 乾燥はRC、CE利用又は乾燥機（25石） 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 作付参考値に基づく生産 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結、給料制ヘルパーの活用による休日制の導入
16	酪農 ＋ 和牛繁殖	<p><飼養頭数等> 経産牛=20頭 育成牛=8頭 成牛=5頭 育成牛=2頭 飼料作物=3.0ha</p> <p><経営規模> 経産牛20頭 成牛7頭</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> 牛舎（バンクリーナ方式） 440㎡ パイプラインミルクカー 一式 バルククーラー 1台 トラクター（50PS） 1台 トラクター（80PS）、モアコンディショナー、ボトムブロー、ズームスプレイヤー、ラッピングマシーン等 自給飼料生産機械 一式 各1台 経産牛 20頭 堆肥舎 1基 テッダーレーキ、ロールバレー等 飼料作物栽培機械 一式 成牛 7頭 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結、給料制ヘルパーの活用による休日制の導入
17	肉専用種肥育 ＋ 水稲	<p><飼養頭数等> 肥育牛=55頭 水稲=1.5ha</p> <p><経営規模> 肥育牛55頭</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> 牛舎（バンクリーナ方式） 690㎡ トラクター（50PS） 1台 テッダーレーキ、ロールバレー等 稲わら収集用機械 一式 1基 堆肥舎 1基 肥育牛 55頭 トラクター（34PS） 1台 田植機（4条植） 1台 自脱型コンバイン（3条刈） 1台 乾燥はRC、CE利用又は乾燥機（25石） 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 耕畜連携による堆肥の利活用と稲わらの確保 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入 適切な労務管理の実施、臨時雇用の導入

番号	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
18	和牛繁殖 + 水稻	<飼養頭数等> 成牛=25頭 育成牛=5頭 飼料作物=3.5ha 水稻=2.5ha <経営規模> 成牛25頭	<資本装備> ・牛舎（バンクリーナ方式） 380㎡ ・トラクター（50PS） 1台 ・フレールモア、テッターレーキ、ロールバーラー等 自給飼料生産機械 一式 ・成牛 25頭 ・堆肥舎 1基 ・トラクター（34PS） 1台 ・田植機（4条植） 1台 ・自脱型コンバイン（3条刈） 1台 ・乾燥はRC、CE利用又は乾燥機（25石） 1台 <その他> ・環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施、臨時雇用の導入

- (注) 1 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1人として示している。
- 2 営農類型は、類似のものへの適用を前提として、市内で現に展開している多様な営農類型をおおむねカバーし得るものとなるよう設けた。

(2) 組織経営体

番号	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
19	水稻 + 麦 + 大豆	<作付面積等> 水稻=23.0ha 麦=10.0ha 大豆=10.0ha <経営面積> 33.0ha	<資本装備> ・トラクター（60PS） 3台 ・田植機（6条植） 2台 ・自脱型コンバイン（6条刈） 2台 ・乾燥はRC、CE利用又は乾燥機（40石）2台、 （50石）3台 他 <その他> ・麦、大豆は水田作とし、二毛作とする ・作付けの団地化 ・環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施	・複式簿記及び青色申告の実施	・給料制の導入、休日制の導入 ・従事者全員の社会保険への加入 ・臨時雇用の導入

番号	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
20	酪農	<p><飼養頭数等> 経産牛=120頭 育成牛=48頭 飼料作物=30.0ha</p> <p><経営規模> 経産牛120頭</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> 牛舎（バンクリーナ方式） 2,100㎡ パイプラインミルクカー 一式 バルククーラー 1台 トラクター（68PS） 1台、モアコンディショナー、ボトムブラウ、ズームスプレイヤー、ラッピングマシーン等 自給飼料生産機械 一式 各1台 経産牛120頭 トラクター（30PS） 1台 堆肥舎 1基 尿溜 2基 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 経営安定のために自給飼料を生産し、コスト削減のため自給飼料生産機械の共同利用を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制の導入、休日制の導入 従事者全員の社会保険への加入 臨時雇用の導入
21	養豚	<p><経営規模> 繁殖豚250頭 出荷肉豚 6,000頭</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> トラクター（50PS） 1台 ローダー 1台 種雄豚 16頭 母豚 250頭 種豚舎 150㎡ 妊娠豚舎 85㎡ 子豚舎 90㎡ 分娩豚舎 185㎡ 肥育豚舎 400㎡ ふん尿処理施設 1基 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制の導入、休日制の導入 従事者全員の社会保険への加入 臨時雇用の導入
22	その他 (園芸等)	<p><作付面積等> 鉢物=0.5ha</p> <p><経営面積> 0.5ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> 大型連棟ハウス 5,000㎡ 暖房、灌水施設 5,000㎡ 他 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制の導入、休日制の導入 従事者全員の社会保険への加入 臨時雇用の導入

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社のほか、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）である。

2 組織経営体においては、農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本としている。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

○ 第1に示したような目標の達成を可能とする農業経営体の指標として、現に市及び周辺市町で展開している優良な事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

(1) 個別経営体

番号	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1	水稲 + 麦 + 大豆	<作付面積等> 水稲=3.4ha 麦=1.4ha 大豆=1.4a <経営面積> 4.8ha	<資本装備> ・トラクター (35ps) 1台 ・田植機 (4条植) 1台 ・自脱型コンバイン (3条刈) 1台 ・シーダー (麦・大豆) 各1台 ・大豆コンバイン 1台 ・乾燥はRC、CE利用又は乾燥機 (25石) 2台 <その他> ・麦、大豆の二毛作とする ・作付の団地化 ・環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入
2	水稲 + うど	<作付面積等> 水稲=1.6ha うど=0.9ha <経営面積> 2.5ha	<資本装備> ・トラクター (35PS) 1台 ・田植機 (4条植) 1台 ・自脱型コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥機 (40石) 1台 ・園芸用パイプハウス 400㎡ <その他> ・うどは水田作とする ・作付の団地化 ・環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 ・作付参考値に基づく生産 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
3	水稲 + 夏秋なす + 麦	<作付面積等> 水稲=1.8ha 夏秋なす=0.3ha 麦=0.7ha <経営面積> 2.8ha	<資本装備> ・トラクター (35PS) 1台 ・田植機 (4条植) 1台 ・自脱型コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用又は乾燥機 (25石) 1台 <その他> ・夏秋なす、麦は水田作とする ・作付の団地化 ・環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 ・作付参考値に基づく生産 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施

番号	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
4	水稲 + ねぎ + 麦	<p><作付面積等> 水稲=1.8ha ねぎ=0.4ha 麦=0.7ha</p> <p><経営面積> 2.9ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (34PS) 1台 ・田植機 (4条植) 1台 ・自脱型コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (25石) 1台 ・ねぎ剥き機、根葉切機、堀取機 1式 ・育苗用ハウス 300㎡ <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ねぎは水田作とする ・作付の団地化 ・環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 ・生産性向上に向けたねぎ機械化体系の導入 ・作付参考値に基づく生産 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入
5	水稲 + その他 露地野菜 + 麦	<p><作付面積等> 水稲=2.3ha 露地野菜=0.9ha ※キャベツ、 ブロッコリー等 麦=0.5ha</p> <p><経営面積> 3.7ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (34PS) 1台 ・田植機 (4条植) 1台 ・自脱型コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用又は乾燥機 (25石) 1台 ・露地野菜栽培用機械 一式 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他露地野菜、麦は水田作とする ・作付の団地化 ・環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 ・作付参考値に基づく生産 ・雇用労働力の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
6	いちご + 水稲	<p><作付面積等> いちご=0.14ha 水稲=0.5ha</p> <p><経営面積> 0.64ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園芸用パイプハウス 1,400㎡ 自動換気、炭酸ガス発生装置、夜冷施設、 予冷施設装備 ・畝上げ機 1台 ・土壌消毒機 1台 ・保冷库 2坪 ・トラクター (34PS) 1台 ・田植機 (4条植) 1台 ・自脱型コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用又は乾燥機 (25石) 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷規格の簡素化 ・環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 ・雇用労働力の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施

番号	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
7	アスパラガス + 水稲	<p><作付面積等> アスパラガス=0.3ha 水稲=1.0ha</p> <p><経営面積> 1.3ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理機 1台 ・アスパラガス自動選別機 1台 ・保冷库 2坪 ・園芸用パイプハウス 3,000㎡ ・トラクター (34PS) 1台 ・田植機 (4条植) 1台 ・自脱型コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用又は乾燥機 (25石) 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕畜連携による堆肥の活用 ・環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 ・作付参考値に基づく生産 ・雇用労働力の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
8	トマト + 水稲	<p><作付面積等> トマト=0.14ha 水稲=1.1ha</p> <p><経営面積> 1.24ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型連棟ハウス 1,400㎡ 他 灌漑施設、電気施設 ・トラクター (34PS) 1台 ・田植機 (4条植) 1台 ・自脱型コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用又は乾燥機 (25石) 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 ・雇用労働力の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
9	その他 施設野菜 + 水稲	<p><作付面積等> 施設野菜=0.23ha ※にら、 しゅんぎく等 水稲=0.5ha</p> <p><経営面積> 0.73ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園芸用パイプハウス 2,300㎡ ・保冷库 1坪 ・野菜苗播種機 1台 ・土壌消毒機 1台 ・トラクター (34PS) 1台 ・田植機 (4条植) 1台 ・自脱型コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用又は乾燥機 (25石) 1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
10	ほうれんそう + だいこん ※高冷地野菜	<p><作付面積等> ほうれんそう=0.36ha だいこん=0.95ha</p> <p><経営面積> 1.31ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (34PS) 1台 ・保冷库 2坪 ・野菜苗播種機 1台 ・土壌消毒機 1台 ・園芸パイプハウス 3,600㎡ 他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施

番号	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
11	花木+水稻	<p><作付面積等> 花木=1.13ha 水稻=1.4ha</p> <p><経営面積> 2.53ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (34PS) 1台 ・田植機 (4条植) 1台 ・自脱型コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用又は乾燥機 (25石) 1台 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入
12	花き+水稻	<p><作付面積等> 花き=0.14ha ※カーネーション、菊他 水稻=0.76ha</p> <p><経営面積> 0.9ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (30PS) 1台 ・蒸気消毒機 1台 ・選花機 1台 ・保冷库 2坪 ・連棟ハウス 1,400㎡ ・灌水施設、暖房機 1,400㎡他 ・トラクター (34PS) 1台 ・田植機 (4条植) 1台 ・自脱型コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用又は乾燥機 (25石) 1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入
13	ぶどう	<p><作付面積等> ぶどう=0.4ha</p> <p><経営面積> 0.4ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (30PS) 1台 ・スピードスプレイヤー 1台 ・ロータリーモア 1台 ・マザーファン 15台 ・ぶどう、果樹棚 0.4ha ・パイプハウス、灌水施設 各 2,400㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入
14	酪農	<p><飼養頭数等> 経産牛=12頭 育成牛=5頭 飼料作物=1.8ha</p> <p><経営規模> 経産牛 12頭</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛舎 (バンクリーナ方式) 220㎡ ・パイプラインミルクカー 一式 ・バルククーラー 1台 ・トラクター (35PS)、モアコンディショナー、ボトムプラウ、ズームスプレイヤー、ラッピングマシン等 ・自給飼料生産機械 一式 各 1台 ・経産牛 12頭 ・堆肥舎 1基 ・尿溜 1基 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 ・経営安定のために自給飼料を生産し、コスト削減のため自給飼料生産機械の共同利用を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入

番号	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
15	酪農 ＋ 水稲	<p><飼養頭数等> 経産牛=10頭 育成牛=4頭 飼料作物=0.9ha 水稲=0.9ha</p> <p><経営規模> 経産牛10頭</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> 牛舎（バンクリーナ方式） 180㎡ パイプラインミルクカー 一式 バルククーラー 1台 トラクター（34PS） 1台、モアコンディショナー、ボトムプラウ、ズームスプレイヤー、ラッピングマシン等 自給飼料生産機械 一式 1台 経産牛 10頭 堆肥舎 1基 田植機（4条植） 1台 自脱型コンバイン（3条刈） 1台 乾燥はRC、CE利用又は乾燥機（25石） 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 作付参考値に基づく生産 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入
16	酪農 ＋ 和牛繁殖	<p><飼養頭数等> 経産牛=9頭 育成牛=4頭 成牛=3頭 育成牛=1頭 飼料作物=1.4ha</p> <p><経営規模> 経産牛9頭 成牛4頭</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> 牛舎（バンクリーナ方式） 220㎡ パイプラインミルクカー 一式 バルククーラー 1台 トラクター（30PS） 1台 トラクター（34PS） 1台、モアコンディショナー、ボトムプラウ、ズームスプレイヤー、ラッピングマシン等 自給飼料生産機械 一式 各1台 経産牛 9頭 堆肥舎 1基 テッダーレーキ、ロールベアラー等 飼料作物栽培機械 一式 成牛 4頭 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入
17	肉専用種肥育 ＋ 水稲	<p><飼養頭数等> 肥育牛=25頭 水稲=0.7ha</p> <p><経営規模> 肥育牛25頭</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> 牛舎（バンクリーナ方式） 320㎡ トラクター（28PS） 1台 堆肥舎 1基 肥育牛 25頭 トラクター（34PS） 1台 田植機（4条植） 1台 自脱型コンバイン（3条刈） 1台 乾燥はRC、CE利用又は乾燥機（25石） 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 耕畜連携による堆肥の利活用と稲わらの確保 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入

番号	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
18	和牛繁殖 + 水稲	<飼養頭数等> 成牛=12頭 育成牛=3頭 飼料作物=1.6ha 水稲=1.2ha <経営規模> 成牛12頭	<資本装備> ・牛舎（バンクリーナ方式） 190㎡ ・トラクター（34PS） 1台 ・フレールモア、テッダーレーキ、ロールベアラー等 自給飼料生産機械 一式 ・成牛 12頭 ・堆肥舎 1基 ・トラクター（34PS） 1台 ・田植機（4条植） 1台 ・自脱型コンバイン（3条刈） 1台 ・乾燥はRC、CE利用又は乾燥機（25石） 1台 <その他> ・環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の締結、給料制、休日制の導入

- (注) 1 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営体の指標について、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1人として示している。
- 2 営農類型は、類似のものへの適用を前提として、市内で現に展開している多様な営農類型をおおむねカバーし得るものとなるよう設けた。

(2) 組織経営体

番号	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
19	水稲 + 麦 + 大豆	<作付面積等> 水稲=10.4ha 麦=4.5ha 大豆=4.5ha <経営面積> 14.9ha	<資本装備> ・トラクター（50ps） 1台 ・田植機（6条） 1台 ・自脱型コンバイン（4条） 1台 ・乾燥はRC、CE利用又は乾燥機（40石） 2台 ・大豆収穫機、選別機 1/3台 <その他> ・麦、大豆の二毛作とする ・作付の団地化 ・環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施	・複式簿記及び青色申告の実施	・給料性の導入、休日体制の導入 ・施設機械の効率率的利用や農繁期における臨時雇用者の確保による作業管理の効率化及び過重労働の防止・従事者全員の社会保険への加入

番号	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
20	酪農	<p><飼養頭数等> 経産牛=54頭 育成牛=22頭 飼料作物=13.5ha</p> <p><経営規模> 経産牛54頭</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> 牛舎（バンクリーナ方式） 950㎡ パイプラインミルクカー 一式 バルククーラー 1台 トラクター（68PS） 1台、モアコンディショナー、ボトムプラウ、ズームスプレイヤー、ラッピングマシーン等 自給飼料生産機械一式 各1台 経産牛 54頭 トラクター（30PS） 1台 堆肥舎 1基 尿溜 1基 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境制御や自動運転、センシング等の先端技術を活用して省力化や高品質化といった効率的な経営の実施 経営安定のために自給飼料を生産し、コスト削減のため自給飼料生産機械の共同利用を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制の導入、休日体制の導入 施設機械の効率的利用や農繁期における臨時雇用者の確保による作業管理の効率化及び過重労働の防止 従事者全員の社会保険への加入
21	養豚	<p><経営規模> 繁殖豚113頭 出荷肉豚2,700頭</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> トラクター（30PS） 1台 ローダー 1台 種雄豚 8頭 母豚 113頭 種豚舎 60㎡ 妊娠豚舎 35㎡ 子豚舎 35㎡ 分娩豚舎 75㎡ 肥育豚舎 160㎡ ふん尿処理施設 1基 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制の導入、休日体制の導入 施設機械の効率的利用や農繁期における臨時雇用者の確保による作業管理の効率化及び過重労働の防止 従事者全員の社会保険への加入
22	その他 (園芸等)	<p><作付面積等> 鉢物=0.2ha</p> <p><経営面積> 0.2ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> 大型連棟ハウス 2,000㎡ 暖房、灌水施設 2,000㎡ 他 	<ul style="list-style-type: none"> 経営体の体質強化のための自己資本の充実 青色申告の実施 PCを活用した経営管理 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制の導入、休日体制の導入 施設機械の効率的利用や農繁期における臨時雇用者の確保による作業管理の効率化及び過重労働の防止 従事者全員の社会保険への加入

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社のほか、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）である。
- 2 組織経営体においては、農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本としている。

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

市は、持続可能な農業を推進するため、効率的かつ安定的な経営を目指し、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、とちぎ農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）、那須農業振興事務所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

2 市の取組

市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、那須農業振興事務所や農業協同組合など関係機関・団体と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

就農相談の窓口を開設し、那須農業振興事務所、農業協同組合等と連携しながら、市内での就農に向けた情報（農地、空き家に関する情報等）提供を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けるとともに、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

市が主体となって営農状況を把握し、那須農業振興事務所、農業協同組合等と連携・協力・情報共有しながら、効率的かつ適切な指導・助言を行う。

イ 就農初期段階のサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、協議の場を通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため、栃木県農業士、栃木県女性農業士、那須塩原市農業指導士などの協力のもと、新規就農者が情報交換できる交流会等を開催し参加を促す。

ウ 経営力の向上に向けた支援

学習会や調査・研究等するための活動、先進地視察研修等の機会の提供などにより、支援を行う。
エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画（策定前にあつては実質化された人・農地プラン）との整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の新規就農者育成総合対策や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画期間終了後は、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については市、農業公社、那須農業振興事務所等、技術や経営ノウハウについての習得については農業公社（令和3年度から既存の農業研修事業を体系化したチャレンジファーマー事業を実施している。）や県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては那須農業振興事務所、農業協同組合、各酪農協、栃木県農業士、栃木県女性農業士、那須塩原市農業指導士、農地の確保については農業委員会、農業公社など、各組織が役割を分担しながら新規就農者への確保・育成に取り組む。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、農業委員会、農業公社、農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、那須農業振興事務所及び支援センターと情報共有を行う。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、那須農業振興事務所及び支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう支援センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び集約化に関する目標を次のとおりとする。

○ 効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積目標

効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積目標
70～80%

(注) 集積目標には、基幹的作業（水稻については、耕起・代かき、田植、収穫、その他の作物については、耕起、播種、収穫等）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

- 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の集約化目標
農地中間管理事業の活用等により、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の集約が進むように努めるものとし、目標年次はおおむね10年先とする。

2 効率的かつ安定的な農業経営体の育成経営体数の目標

経営形態	育成経営体数の目標
個別経営体	680
組織経営体	20
育成経営体数合計	700

(注) 育成経営体数に掲げた目標は認定農業者数とする。

3 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

市では、水稻、酪農を主体とし、北西山岳地帯での高冷地野菜などの土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は、更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手の更なる育成及びそれらの者への農地の利用集積・集約化を推進するための施策・事業に取り組むとともに、より広範囲にわたって耕作を行う広域的な担い手の育成にも力をいれていく。

(3) 関係団体等との連携体制

市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への集積・集約化を推進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農業公社等が連携して地域計画の策定を通じ地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農地の集約化をすすめることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農地集積を加速させていく。

4 地域計画（策定前には実質化された人・農地プラン）との一体的な運用に関する事項

地域計画に農業を担う者として新たに位置付けられた者（地域計画策定前には、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体）は、地域農業の担い手として認知されていることから、経営改善計画の認定申請があった際には、積極的に認定されるよう配慮するとともに、認定農業者が地域計画に農業を担う者（策定前には実質化された人・農地プランの中心経営体）へ新たに位置付けられるよう支援していくものとする。

また、市は地域計画（策定前には実質化された人・農地プラン）が適切に遂行されるよう関係機関・団体等との連携を強化の上、必要な検証や支援等を行うものとする。

5 経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項

認定農業者が改善計画に沿って経営改善が図られるよう、農業経営指標を活用した自己チェック等を推進し、経営改善計画の最終年における目標達成に向けて、関係機関・団体等が連携して指導・助言等の支援を行うものとする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

○ 市は、基本方針の第5「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

○ 市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業（地域計画策定までの経過措置に限る。）
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、稲作、酪農、園芸作物等の繁忙期を避けて設定する。

(1) 協議の場の情報提供の方法

幅広い農業者の参画を図るため、市の広報やホームページへの掲載に加え、チラシを作成し、関係機関にも協力を依頼し、情報提供を行っていく。

(2) 協議の場の参加者

参加者については、区域内で営農している農業者をはじめ、多くの関係機関が参加するよう努めることとし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

(3) 相談窓口

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を農務畜産課に設置する。

(4) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定し、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農地として維持することが困難な農地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(5) 地域計画の策定の進め方

地域計画の策定に当たっては、関係機関と密に連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われている確認する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項（地域計画策定までの経過措置に限る。）

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件の全て）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（エ）に掲げる要件）のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得するとき、農地の集団化を図るために必要なとき、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情があるときを除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同第11条の5第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業及び法第7条第1項第1号に規定する農地売買等事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ 那須塩原市長への確約書の提出や那須塩原市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等の内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月3

1日付け24経営第564号経営局長通知)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②又は③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出るときは、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重し

て農用地利用集積計画を定める。

- ② 市は、(5)の②又は③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置、その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の(1)の④に該当する法人である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎年、翌年度の6月末までに年度末までに貸し付けられた農用地の利用状況について農地法第6条の2第1項の規定に基づき、農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ）原状回復の費用の負担者
 - （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後に、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 那須塩原市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を市の公報に記載すること、その他所定の手段により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、河川があることにより集落内の農地が分断されている等、一つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来たさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」様式第4号に定める農用地利用規定認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規定」という。）について(5)の①の認定の申請があった場合において、特定農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、那須農業振興事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（栃木県農業振興公社）、農業公社等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的かつ重点的な支援及び協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の受委託のあっせんの促進その他の受委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整

備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 市は、国営那須野が原総合農地開発事業（昭和42年度～平成6年度）などの農業生産基盤整備の保全を進め、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- イ 市は、農村の活性化を図り、地域の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ウ 市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を基軸とする各般の施策の総合的な推進により、安定した水田農業経営の確立を目指すため、農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- エ 市は、農業基盤整備事業及び農村環境整備事業の実施を促進し、農業の担い手確保に努める。
- オ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。
- カ 市は、農地中間管理事業を行う公益財団法人栃木県農業振興公社及び事務の委託契約を結ぶ農業公社との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地中間管理事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地中間管理事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地中間管理事業に関する普及啓発活動などを行うものとする。

(2) 推進体制等

市は、農業委員会、那須農業振興事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農業

公社、農業再生協議会その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2及び第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成26年 1月31日から施行する。

この基本構想は、平成26年 9月19日から施行する。

この基本構想は、令和 3年12月28日から施行する。

この基本構想は、令和 5年 9月26日から施行する。

別紙1（第5の2の(1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号、若しくは第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の2の(2)関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力。固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもの で定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき那須塩原市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 2 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする</p>